

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年10月4日

提出者

生 越 俊 一
遠 藤 力 一
小 沢 秀 多

福 井 竜 夫
加 藤 勇
五百川 純 寿

坪 内 涼 二
須 山 隆
福 田 正 明

(別紙)

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

過疎地域は豊かな自然や景観、歴史的に育まれてきた文化を有するとともに、安全安心で新鮮な食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、地球温暖化の防止等の多面的機能を担う国民共通の財産であり、国民のよりどころとなる資産として、未来の世代に引き継いでいく必要がある。

国においては、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに大きな成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域では集落の小規模化と高齢化が進み、空き家の増加、商店等の閉鎖、公共交通の利便性低下などにより、住民生活に必要な機能が失われつつある。

また、自治会や消防団等の活動、地域の文化・風習の伝承にも影響を及ぼし、それらが引き金となってさらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥る恐れもあり、これらの喫緊の課題解決に向け、過疎対策はこれまで以上に必要不可欠なものになっている。

ついては、次の事項を踏まえ、令和2年度末に期限が到来する過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな法律を制定し、引き続き総合的な対策が図られるよう格段の配慮を要望する。

1. 過疎地域は、環境、国土・領海、食料・エネルギー供給、固有の自然景観、歴史、伝統文化、生物多様性等の保全機能を有しており、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。このため新たな法律の制定に向けては、このことについて国民的な合意形成を得ることが重要であり、国においては積極的な取組を進めること。
2. 新たな法律においても、市町村の配置分合等があった場合の特例を引き続き継続すること。
3. 過疎地域の市町村では、厳しい財政状況の中、地域住民の暮らしを守り地域機能を維持するため、小さな拠点づくりの推進や次の世代を担う人材育成などに積極的に取り組む必要があることから、税源の乏しい過疎地域の実態を十分に踏まえ、必要な財源措置を講ずるとともに、必要な社会基盤整備を引き続き進めること。
4. 今後の過疎地域の振興は、農業の有する多面的機能の発揮や、森林の有する公益的機能の維持増進など国土保全対策と密接不可分な関係にあることから、国においては省庁横断的な取組みを推進するための体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

【令和元年10月4日原案可決】